

- 給与所得の源泉徴収税額表・月額表, 日額表 2
- 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 18
- 源泉徴収のための退職所得控除額の表 20
- 扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表 22
- 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表 24
- はじめて源泉徴収事務を担当する方への主な用語の早わかり一覧表 67
- 給与計算の手順とチェックポイント 《折込表その1》
- 給与所得の税額表の適用区分 《折込表その2》
- 税額表の適用欄の求め方の例示 《折込表その2》
- 厚生年金保険・雇用保険の料額(率)表等 《折込表その2(裏)》
- 健康保険標準報酬月額保険料額表 《折込表その3(裏)》

解説(計算例) 目次

- 第1 源泉所得税の改正のあらまし 73
- 第2 源泉徴収制度のあらまし 81
- 第3 源泉徴収のために使う税額表等について 86
- 第4 月額表の見方・使い方 88
- 第5 日額表の見方・使い方 101
- 第6 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の見方・使い方 104
- 第7 退職所得の源泉徴収税額の求め方 115
- 第8 年末調整 135
- 第9 パートタイマー, アルバイトの源泉徴収 156
- 第10 機械計算による税額等の計算方法 164

一覧式17大付録

- 1 現物給与・特殊な給与の取扱い 179
- 2 源泉徴収における諸控除の取扱い 190
- 3 給与所得者が給与の支払者に提出する各種申告書など 213
- 4 報酬・料金などに対する源泉徴収 217
- 5 非居住者又は外国法人に支払う所得に対する源泉徴収 234
- 6 利子に対する課税関係 240
- 7 勤務先預金の利子に対する課税関係 243
- 8 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等に対する課税関係 246
- 9 勤労者財産形成年金貯蓄の利子等に対する課税関係 251
- 10 配当に対する課税関係 254
- 11 公的年金等の課税関係と源泉徴収 260
- 12 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等の源泉徴収 265
- 13 災害を受けた給与所得者に対する救済方法 269
- 14 給与の支払を受ける人の確定申告 271
- 15 住民税の徴収の方法 276
- 16 はじめての人にもよくわかる源泉徴収実務問答 291
- 17 労働・社会保険料の計算と納付方法 302

月額表 2

日額表 10

賞与の表 18

源泉徴収のための
退職所得控除額の表 20

各種控除額の
合計額の早見表 22

給与所得金額の
算出表 24

所得税額の速算表 33

退職所得に係る
住民税の特別徴収
税額早見表 34

用語の
早わかり一覧表 67

(注) 平成25年1月1日から令和29年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税等を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税等を源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされました。

この源泉徴収税額表の税額には復興特別所得税等相当額が含まれています。

本書は、令和8年4月30日現在の法令等によっています。

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額			甲								乙
			扶養親族等の数								
以	上	未	0	1	2	3	4	5	6	7	税額
円	円	満	税	税	税	税	税	税	税	税	
105,000	円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額
105,000	107,000		170	0	0	0	0	0	0	0	3,800
107,000	109,000		280	0	0	0	0	0	0	0	3,800
109,000	111,000		380	0	0	0	0	0	0	0	3,900
111,000	113,000		480	0	0	0	0	0	0	0	4,000
113,000	115,000		580	0	0	0	0	0	0	0	4,100
115,000	117,000		680	0	0	0	0	0	0	0	4,100
117,000	119,000		790	0	0	0	0	0	0	0	4,200
119,000	121,000		890	0	0	0	0	0	0	0	4,300
121,000	123,000		990	0	0	0	0	0	0	0	4,300
123,000	125,000		1,090	0	0	0	0	0	0	0	4,400
125,000	127,000		1,190	0	0	0	0	0	0	0	4,700
127,000	129,000		1,300	0	0	0	0	0	0	0	5,000
129,000	131,000		1,400	0	0	0	0	0	0	0	5,300
131,000	133,000		1,500	0	0	0	0	0	0	0	5,500
133,000	135,000		1,600	0	0	0	0	0	0	0	5,800
135,000	137,000		1,710	0	0	0	0	0	0	0	6,100
137,000	139,000		1,810	190	0	0	0	0	0	0	6,400
139,000	141,000		1,910	300	0	0	0	0	0	0	6,700
141,000	143,000		2,010	400	0	0	0	0	0	0	7,000
143,000	145,000		2,110	500	0	0	0	0	0	0	7,400
145,000	147,000		2,220	600	0	0	0	0	0	0	7,700
147,000	149,000		2,320	700	0	0	0	0	0	0	8,000
149,000	151,000		2,420	810	0	0	0	0	0	0	8,300
151,000	153,000		2,520	910	0	0	0	0	0	0	8,600
153,000	155,000		2,620	1,010	0	0	0	0	0	0	8,900
155,000	157,000		2,730	1,110	0	0	0	0	0	0	9,200
157,000	159,000		2,830	1,210	0	0	0	0	0	0	9,500
159,000	161,000		2,910	1,300	0	0	0	0	0	0	9,800
161,000	163,000		2,980	1,370	0	0	0	0	0	0	10,100
163,000	165,000		3,050	1,440	0	0	0	0	0	0	10,400
165,000	167,000		3,120	1,510	0	0	0	0	0	0	10,700
167,000	169,000		3,200	1,580	0	0	0	0	0	0	11,000
169,000	171,000		3,270	1,650	0	0	0	0	0	0	11,300
171,000	173,000		3,340	1,730	100	0	0	0	0	0	11,500
173,000	175,000		3,410	1,800	170	0	0	0	0	0	11,800
175,000	177,000		3,480	1,870	250	0	0	0	0	0	12,100
177,000	179,000		3,550	1,940	320	0	0	0	0	0	12,500
179,000	181,000		3,620	2,010	390	0	0	0	0	0	12,800
181,000	183,000		3,700	2,080	460	0	0	0	0	0	13,300
183,000	185,000		3,770	2,150	530	0	0	0	0	0	14,000
185,000	187,000		3,840	2,230	600	0	0	0	0	0	14,700
187,000	189,000		3,910	2,300	670	0	0	0	0	0	15,400
189,000	191,000		3,980	2,370	750	0	0	0	0	0	16,100
191,000	193,000		4,050	2,440	820	0	0	0	0	0	16,800
193,000	195,000		4,120	2,510	890	0	0	0	0	0	17,600

「扶養控除等申告書」を提出している人について使用

「扶養控除等申告書」を提出しない人について使用

日額表

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲									乙	丙
		扶養親族等の数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人			
以	上	未	満	税						額	税	額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,500	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額	0
3,500	3,600	5	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,600	3,700	10	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,700	3,800	15	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,800	3,900	20	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,900	4,000	25	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,000	4,100	30	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,100	4,200	35	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
4,200	4,300	40	0	0	0	0	0	0	0	0	160	0
4,300	4,400	45	0	0	0	0	0	0	0	0	170	0
4,400	4,500	50	0	0	0	0	0	0	0	0	190	0
4,500	4,600	55	5	0	0	0	0	0	0	0	200	0
4,600	4,700	60	10	0	0	0	0	0	0	0	220	0
4,700	4,800	65	15	0	0	0	0	0	0	0	230	0
4,800	4,900	70	20	0	0	0	0	0	0	0	260	0
4,900	5,000	75	25	0	0	0	0	0	0	0	270	0
5,000	5,100	80	30	0	0	0	0	0	0	0	290	0
5,100	5,200	85	35	0	0	0	0	0	0	0	300	0
5,200	5,300	90	40	0	0	0	0	0	0	0	310	0
5,300	5,400	95	40	0	0	0	0	0	0	0	330	0
5,400	5,500	100	45	0	0	0	0	0	0	0	340	0
5,500	5,600	100	50	0	0	0	0	0	0	0	360	0
5,600	5,700	105	55	0	0	0	0	0	0	0	370	0
5,700	5,800	110	55	5	0	0	0	0	0	0	390	0
5,800	5,900	115	60	5	0	0	0	0	0	0	400	0
5,900	6,000	115	65	10	0	0	0	0	0	0	420	0
6,000	6,100	120	65	15	0	0	0	0	0	0	430	0
6,100	6,200	125	70	15	0	0	0	0	0	0	470	0
6,200	6,300	125	75	20	0	0	0	0	0	0	500	0
6,300	6,400	130	75	25	0	0	0	0	0	0	540	0
6,400	6,500	135	80	30	0	0	0	0	0	0	570	0
6,500	6,600	135	85	30	0	0	0	0	0	0	610	0
6,600	6,700	140	90	35	0	0	0	0	0	0	640	0
6,700	6,800	150	90	40	0	0	0	0	0	0	680	0
6,800	6,900	155	95	40	0	0	0	0	0	0	710	0
6,900	7,000	155	100	45	0	0	0	0	0	0	750	0
7,000	7,100	160	100	50	0	0	0	0	0	0	780	0
7,100	7,200	165	105	50	0	0	0	0	0	0	810	0
7,200	7,300	165	110	55	5	0	0	0	0	0	840	0
7,300	7,400	170	110	60	5	0	0	0	0	0	860	0
7,400	7,500	175	115	65	10	0	0	0	0	0	900	0
7,500	7,600	175	120	65	15	0	0	0	0	0	930	0
7,600	7,700	180	125	70	15	0	0	0	0	0	960	0
7,700	7,800	185	125	75	20	0	0	0	0	0	990	0
7,800	7,900	190	130	75	25	0	0	0	0	0	1,030	0
7,900	8,000	190	135	80	30	0	0	0	0	0	1,060	0

「扶養控除等申告書」を提出している人について使用

「扶養控除等申告書」を提出しない人について使用

日雇労働者について使用

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額(2分の1前)		特別徴収税額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額(2分の1前)		特別徴収税額		
から	まで	市町村民税 (特別区民税)	道府県民税 (都民税)	合計	から	まで	市町村民税 (特別区民税)	道府県民税 (都民税)	合計
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
～3,999		0	0	0	126,000	127,999	3,700	2,500	6,200
4,000	5,999	100	0	100	128,000	129,999	3,800	2,500	6,300
6,000	7,999	100	100	200	130,000	133,999	3,900	2,600	6,500
8,000	9,999	200	100	300	134,000	135,999	4,000	2,600	6,600
10,000	13,999	300	200	500	136,000	137,999	4,000	2,700	6,700
14,000	15,999	400	200	600	138,000	139,999	4,100	2,700	6,800
16,000	17,999	400	300	700	140,000	143,999	4,200	2,800	7,000
18,000	19,999	500	300	800	144,000	145,999	4,300	2,800	7,100
20,000	23,999	600	400	1,000	146,000	147,999	4,300	2,900	7,200
24,000	25,999	700	400	1,100	148,000	149,999	4,400	2,900	7,300
26,000	27,999	700	500	1,200	150,000	153,999	4,500	3,000	7,500
28,000	29,999	800	500	1,300	154,000	155,999	4,600	3,000	7,600
30,000	33,999	900	600	1,500	156,000	157,999	4,600	3,100	7,700
34,000	35,999	1,000	600	1,600	158,000	159,999	4,700	3,100	7,800
36,000	37,999	1,000	700	1,700	160,000	163,999	4,800	3,200	8,000
38,000	39,999	1,100	700	1,800	164,000	165,999	4,900	3,200	8,100
40,000	43,999	1,200	800	2,000	166,000	167,999	4,900	3,300	8,200
44,000	45,999	1,300	800	2,100	168,000	169,999	5,000	3,300	8,300
46,000	47,999	1,300	900	2,200	170,000	173,999	5,100	3,400	8,500
48,000	49,999	1,400	900	2,300	174,000	175,999	5,200	3,400	8,600
50,000	53,999	1,500	1,000	2,500	176,000	177,999	5,200	3,500	8,700
54,000	55,999	1,600	1,000	2,600	178,000	179,999	5,300	3,500	8,800
56,000	57,999	1,600	1,100	2,700	180,000	183,999	5,400	3,600	9,000
58,000	59,999	1,700	1,100	2,800	184,000	185,999	5,500	3,600	9,100
60,000	63,999	1,800	1,200	3,000	186,000	187,999	5,500	3,700	9,200
64,000	65,999	1,900	1,200	3,100	188,000	189,999	5,600	3,700	9,300
66,000	67,999	1,900	1,300	3,200	190,000	193,999	5,700	3,800	9,500
68,000	69,999	2,000	1,300	3,300	194,000	195,999	5,800	3,800	9,600
70,000	73,999	2,100	1,400	3,500	196,000	197,999	5,800	3,900	9,700
74,000	75,999	2,200	1,400	3,600	198,000	199,999	5,900	3,900	9,800
76,000	77,999	2,200	1,500	3,700	200,000	203,999	6,000	4,000	10,000
78,000	79,999	2,300	1,500	3,800	204,000	205,999	6,100	4,000	10,100
80,000	83,999	2,400	1,600	4,000	206,000	207,999	6,100	4,100	10,200
84,000	85,999	2,500	1,600	4,100	208,000	209,999	6,200	4,100	10,300
86,000	87,999	2,500	1,700	4,200	210,000	213,999	6,300	4,200	10,500
88,000	89,999	2,600	1,700	4,300	214,000	215,999	6,400	4,200	10,600
90,000	93,999	2,700	1,800	4,500	216,000	217,999	6,400	4,300	10,700
94,000	95,999	2,800	1,800	4,600	218,000	219,999	6,500	4,300	10,800
96,000	97,999	2,800	1,900	4,700	220,000	223,999	6,600	4,400	11,000
98,000	99,999	2,900	1,900	4,800	224,000	225,999	6,700	4,400	11,100
100,000	103,999	3,000	2,000	5,000	226,000	227,999	6,700	4,500	11,200
104,000	105,999	3,100	2,000	5,100	228,000	229,999	6,800	4,500	11,300
106,000	107,999	3,100	2,100	5,200	230,000	233,999	6,900	4,600	11,500
108,000	109,999	3,200	2,100	5,300	234,000	235,999	7,000	4,600	11,600
110,000	113,999	3,300	2,200	5,500	236,000	237,999	7,000	4,700	11,700
114,000	115,999	3,400	2,200	5,600	238,000	239,999	7,100	4,700	11,800
116,000	117,999	3,400	2,300	5,700	240,000	243,999	7,200	4,800	12,000
118,000	119,999	3,500	2,300	5,800	244,000	245,999	7,300	4,800	12,100
120,000	123,999	3,600	2,400	6,000	246,000	247,999	7,300	4,900	12,200
124,000	125,999	3,700	2,400	6,100	248,000	249,999	7,400	4,900	12,300

退職
所得
の
特別
徴収

第1

源泉所得税の改正のあらまし

◎令和8年度の税制改正により、源泉所得税について次のような改正が行われました。

(注) 令和8年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

1 通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は、令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額について、次の改正が行われました。

(1) 通勤距離が片道65km以上の人の非課税限度額が次のとおり引き上げられました。

通勤距離の区分	改正前	改正後
片道65km以上 75km未満	38,700円	45,700円
片道75km以上 85km未満		52,700円
片道85km以上 95km未満		59,600円
片道95km以上		66,400円

(2) 一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする人の1か月当たりの非課税限度額については、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1か月当たりのその駐車場等の料金相当額（上限5,000円）を加算した金額とすることとされました。

(注) 「一定の要件を満たす駐車場等」とは、通勤のために使用する交通用具の駐車のための駐車場等のうち、その通勤手当の支払を受ける人の勤務する場所の周辺又はその人が通勤のために利用する交通機関の駅若しくは停留所その他の施設の周辺にあるものをいいます。

2 給与所得控除について、最低保証額の引上げが行われました。また、給与所得控除の最低控除額の特例が創設されました。

この改正は、令和8年分以後の所得税について適用されます。

(1) 給与所得控除の最低保障額が69万円（改正前：65万円）に引き上げられました。

(2) (1)の改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表が改正され、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます。

(3) (1)の改正に伴い、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表が改正され、令和8年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年12月1日以後であるものについて適用されます。

(4) 給与所得控除の最低控除額等の特例が創設され、令和8年又は令和9年における給与等の収入金額が220万円以下である場合の給与所得控除額は、74万円とされました。

3 基礎控除について控除額の引上げが行われました。また、基礎控除額の特例について改正が行われました。

この改正は、令和8年分以後の所得税について適用されます。

- (1) 合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が4万円引き上げられました。
- (2) (1)の改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の見直し並びに公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げが行われ、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用されます。
- (3) 基礎控除等の特例について、次の措置が講じられました。

イ 居住者のその年分の合計所得金額が655万円（令和10年分以後の各年分にあつては、132万円）以下である場合の基礎控除の控除額の加算額が次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされました。

(イ) 令和8年分及び令和9年分

次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

a その居住者のその年分の合計所得金額が489万円以下である場合 42万円

b その居住者のその年分の合計所得金額が489万円を超える場合 5万円

(ロ) 令和10年分以後の各年分 37万円

ロ イの措置に伴い、令和9年における公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げが行われました。

(参考) 令和8年分及び令和9年分の基礎控除額

所得者の合計所得金額	控除額
489万円以下	104万円
489万円超 655万円以下	67万円
655万円超 2,350万円以下	62万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

4 扶養親族等の範囲について改正が行われました。

この改正は、令和8年分以後の所得税について適用されます。

- (1) 勤労学生の合計所得金額要件が89万円以下（改正前：85万円以下）に引き上げられました。
- (2) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が62万円以下（改正前：58万円以下）に引き上げられました。

5 ひとり親控除について、次の改正が行われました。

この改正は、令和9年分以後の所得税について適用されます。

- (1) 控除額が38万円（改正前：35万円）に引き上げられました。

(2) (1)の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げが行われました。

6 公的年金等について次の改正が行われました。

- (1) その年中の給与所得控除額とその年中の公的年金等控除額との合計額が280万円を超える場合には、当該公的年金等控除額から当該超える部分の金額を控除することとされました。
- (2) 公的年金等控除の最低控除額等の特例について、基礎控除の控除額の引上げに伴い、65歳以上である居住者が支払を受ける公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げが行われました。

7 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の改正が行われました。

- (1) 適用期限が5年延長されるとともに、次の改正が行われました。
- イ 住宅の取得等をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の借入限度額、控除率及び控除期間が次のとおりとされました。
- (イ) (ロ)及び(ハ)以外の住宅の取得等の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	2,000万円	0.7%	10年

(ロ) 認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～ 令和12年	4,500万円	0.7%	13年
特定エネルギー消費性能向上住宅		3,500万円		
エネルギー消費性能向上住宅	令和8年・ 令和9年	2,000万円		
エネルギー消費性能向上住宅（買取再販認定住宅等の取得に係るものに限る。）	令和10年～ 令和12年			

(ハ) 既存認定住宅等の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～ 令和12年	3,500万円	0.7%	13年
特定エネルギー消費性能向上住宅				
エネルギー消費性能向上住宅		2,000万円		

ロ 特例対象個人（子育て世帯等）が、認定住宅等の新築取得等をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合（ハの適用を受ける場合を除く。）の借入限度額を次のとおりとして本特例の適用ができることとされました。

(イ) 認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和8年～令和12年	5,000万円
特定エネルギー消費性能向上住宅		4,500万円
エネルギー消費性能向上住宅	令和8年・令和9年	3,000万円
エネルギー消費性能向上住宅（買取再販認定住宅等の取得に係るものに限る。）	令和10年～令和12年	

(ロ) 既存認定住宅等の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円
特定エネルギー消費性能向上住宅		
エネルギー消費性能向上住宅		3,000万円

ハ 特例買取再販住宅の取得、特例既存住宅の取得、特例増改築等及び特例認定住宅等の新築取得等についても、本特例の適用ができることとされました。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用しないこととされました。

(2) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例が廃止されました。

(3) 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、適用期限が5年延長されるとともに、次の改正が行われました。

イ 住宅の新築取得等をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の借入限度額、控除率及び控除期間が次のとおりとされました。

(イ) (ロ)及び(ハ)以外の住宅の取得等の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	3,000万円	0.9%	10年

(ロ) 認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.9%	13年
特定エネルギー消費性能向上住宅				
エネルギー消費性能向上住宅	令和8年・令和9年			
エネルギー消費性能向上住宅（買取再販認定住宅等の取得に係るものに限る。）	令和10年～令和12年	3,000万円		

（ハ） 既存認定住宅等の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～ 令和12年	3,500万円	0.9%	13年
特定エネルギー消費性能向上住宅				
エネルギー消費性能向上住宅		3,000万円		

ロ 特例対象個人（子育て世帯等）である住宅被災者が、認定住宅等の新築等又は認定住宅等である既存住宅の取得をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合（上記(1)ハの適用を受ける場合を除きます。）の借入限度額を次のとおりとして本特例の適用ができることとされました。

（イ） 認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和8年～令和12年	5,000万円
特定エネルギー消費性能向上住宅		
エネルギー消費性能向上住宅	令和8年・令和9年	
エネルギー消費性能向上住宅（買取再販認定住宅等の取得に係るものに限る。）	令和10年～令和12年	4,000万円

（ロ） 既存認定住宅等の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円
特定エネルギー消費性能向上住宅		
エネルギー消費性能向上住宅		4,000万円

8 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について次の改正が行われました。

(1) 非課税口座の口座開設可能年齢の下限を撤廃するとともに、その口座に設けようとする勘定が(2)イの未成年者特定累積投資勘定である場合の口座開設可能期間が令和9年1月1日以後の期間とされました。

(2) 特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、次のような改正が行われました。

イ 非課税口座には、未成年者特定累積投資勘定（特定累積投資勘定のうち、非課税口座を開設している居住者等がその年1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年の各年において設けられるものをいいます。）を設けられることとされました。

ロ 未成年者特定累積投資勘定は、令和9年以後の各年においてのみ設けられることとし、その設けられるべき金融商品取引業者等の営業所に開設している非課税口座以外の非課税口座に設けることはできないこととされました。また、特定非課税管理勘定は、未成年者特定累積投資勘定とは同時に設けられないこととされました。

(注) 未成年者特定累積投資勘定は、対象年齢は0歳～17歳、年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円とされています。

9 その他、次のような改正が行われました。

- (1) 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用期限が1年延長されました。
- (2) 利子所得の分離課税等について、同族会社の株主等がその同族会社以外の法人から支払を受ける社債の利子のうち実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合における当該利子を適用対象から除外し、総合課税の対象とすることとされました（令和8年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子について適用）。
- (3) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が69万円（改正前：65万円）に引き上げられました（令和8年分から適用）。
- (4) 投資組合契約を締結している外国組合員に対する課税の特例について、その適用要件の見直しが行われました（令和8年4月1日以後の国内源泉所得について適用）。
- (5) 復興特別所得税の課税期間が10年延長され、令和9年分よりその1%部分が防衛特別所得税に変更されました。
- (6) 法令解釈通達の改正
 - イ 食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額が月額7,500円（改正前：月額3,500円）に引き上げられました。この改正は、令和8年4月1日以後に支給する食事について適用されます。
 - ロ 使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税を課税しないこととされる1回の支給額が650円以下（改正前：300円以下）に引き上げられました。この改正は、令和8年4月1日以後に支給すべき金銭について適用されます。